



速報！春闘回答！

申20号「2025年度基本給改定等に関する申し入れ」 新賃金回答

- 令和7年4月1日現在、満55歳未満の社員
 - 定期昇給を実施し、その際の昇給係数は4とする
 - 基本給改定を実施し、社員の基本給に対し所定昇給額の1.5倍の額及び4,000円を加える
 - *賃金規程第13条から第15条に定める初任給についても、上記基本給改定に伴い等級にあわせた改定を行う
 - 令和7年4月1日現在、満55歳以上の社員
基本給改定を実施し、令和7年4月1日現在の基本給額に対し、在級する等級により前号に準じて計算した額を加える。
 - エルダー社員
基本賃金改定を実施し、基本賃金に8,000円を加える
 - テナポラリースタッフ
基本賃金改定を実施し、1時間当りの賃金額に80円を加える
 - 精算日(予定)
令和7年6月25日(水)以降とする
- 口頭回答。「**第二基本給**」について現時点で妥当と考えている

中央本部は持ち帰り検討を通告